資料４

■「コミュニティと行政の共働のあり方」［検討項目１］の論点

＜検討を行う項目＞	＜第１次提言で示した「取り組みの方向」＞
［検討項目 1-1］ １　コミュニティと行政の関係	○ 市と自治協議会は対等であり、共働のパートナーであることを、双方が改めて認識する必要がある。 ○ その上で、市は、町世話人制度の時代と同様（上意下達、全市一律、一方的）のやり方をしていないかどうかを再確認し、必要に応じて、施策の内容や実施方法の見直しを図る必要がある。
［検討項目 1-2］ ２　市からコミュニティへの提案・依頼のあり方	○ 依頼事項を整理し、コミュニティの負担軽減を図ることが重要である。その上で、 ・市が実施すべき業務でありながら、コミュニティに依頼せざるを得ないものは、個別に費用弁償を行う ・コミュニティにおいて、業務の依頼と単なる情報提供（案内、通知など）が混同されないよう、方策を講じる などの取り組みを行う必要がある。
［検討項目 1-3］ ３　コミュニティと行政の合意形成の方法	○ 市において、施策を計画する段階から、市とコミュニティが協議できる仕組みを検討していく必要がある。 ○ 事業の実施にあたっても、実施方法などについて、積極的に自治協議会の意見を聴取するよう努めることが重要。
［検討項目 1-4］ ４　行政の「縦割り」解消のための方策	○ 自治協議会が総合的に校区のまちづくりを進める上で、行政の縦割りが制約にならないよう、市内部の組織間の連携を強めるとともに、地域支援部を中心とした情報共有を進めていくことが必要。 ○ 区レベルの各種団体について、自治協議会制度の下でどのような役割を担っていけばよいか改めて考え方を整理した上で、組織のあり方や事業内容などを検討していく必要がある。

＜今回の論点＞

○ 対等なパートナーであることを双方が改めて認識するための方策

⇒
- どのような関係を築くことが理想か。
- 市は、どのような取り組みを行えばよいか。
- コミュニティにおいては、だれが、どのような取り組みを行えばよいか。

○ 各分野で行っている施策のあり方

⇒
- 現在、どのような問題点があるか。
- 今後、どのように改善すればよいか。

○ コミュニティへの依頼等に関する今後のあり方 ・・・ 資料４－１

⇒
- 現在行っている依頼等（依頼、提案、通知）を、今後、どのように見直していけばよいか。

○ 市とコミュニティが合意の上で施策を実施するための方策

⇒
- 市は、いつ、だれに、どのような形で施策を提案すればよいか。

⇒
- 市は、いつ、だれから、どのような形で意見を聴取すればよいか。

次回（第 10 回）検討会で意見交換